

環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：環境省)

制度名	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 新たな達成目標（一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、要最終処分量の10年分程度を確保する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>⑤ 新たな達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、要最終処分量の10年分程度を確保する）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>①・② 維持管理積立金の積立ては法的義務であるため、対象全事業者の確実な積立てが達成すべき水準となる。当該積立てが事業者の過度な負担になることを避け、適切な維持管理を継続することが当該特例の目標である。</p> <p>③・⑤ これまで、定量的な目標が記載されていなかった点を鑑み、定量的目標として、廃棄物の入口（廃棄物最終処分量の増減）と出口（最終処分場の残余容量）、両方の数値が反映される残余年数を目標として明記したものである。</p> <p>④ 産業廃棄物最終処分場の残余年数について、令和2年度の時点で要最終処分量の10年分程度を確保することとした。令和2年度以降については残余年数の目標の見直しを検討中である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度の法人税）が把握されていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 出典は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき国会に提出された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」である。当該報告書は現時点で平成29年度が最新版となっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 当該報告書によるデータがない平成30年度分についても、独自調査等により適用件</p>

数を把握する必要があり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 平成28年度より、それ以前に当該特例措置の適用対象となっていた先行積立についても当該特例措置の対象外とされたところ、先行積立を数年度分行っていた者については当該特例措置の適用対象である通常積立の義務が発生するのは数年後となるため、正確な予想は難しいが、過去の実績に基づき推計すると、令和元年～令和3年における各年度の適用件数は120件程度と見込んでいる。 (平成27年度、平成28年度及び平成29年度の適用件数の平均値) $(117+109+150) \div 3=125$ ※ 平成27年、平成28年及び平成29年度の適用件数の出典は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき国会に提出された、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」である。当該報告書は現時点で平成29年度結果が最新版である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 過去についても、税目ごとの調査は実施していない。</p> <p>② 過去の減収額に関し、法人税については、「財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額（実績推計）」に、法人住民税、個人住民税及び法人事業税については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき把握しているが、当該報告書は現時点で平成29年度が最新であるため、H30年度の減収額は把握できていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 制度の内容は変更せず2年間の延長を要望しており、将来の減収額は平成29年度の実績と同額の4億円程度を見込んでいる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。 また、将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）に対する過去の効果について、「維持管理積立金の積立件数と金額は平成28年度には686施設5,581百万円、平成29年度には697施設6,687百万円、平成30年度には687施設6,833百万円であり」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 最終処分場維持管理積立金を管理している独立行政法人環境再生保全機構の統計データを引用している。</p> <p>② 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を完全に排除した効果を示すことは困難だが、当該特例措置が維持管理積立金の確実な積立てに貢献している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）に対する将来の効果について、「延長要望期間内に約13,520百万円の積み立てが見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる）に対する将来の直接的な効果について、「本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される」と説明されているが、将来の効果（延長要望期間内に約13,520百万円の積み立てが見込まれる）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（産業廃棄物最終処分場の残余年数について、要最終処分量の10年分程度を確保する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【環境省の補足説明】</p> <p>① 維持管理積立金は、埋立て量の変化や先行積立ての実施、もしくは埋立て終了等の要因により変動するため、正確な予想は難しいが、平成29年と同30年の直近2年間の積立額に基づき推計すると、令和2年～令和3年における各年度の維持管理積立金積立額は6,760百万程度。</p> <p>② 将来の積立額の推計値として、平成29年と同30年の直近2年間の積立額を合算し、記載したもの。計算式：6,687百万（H29年度）+6,833百万（H30年度）=7,520百万</p> <p>③ 他の要因を排除することは難しいが、事後的に直接的な効果を検証する方法として、最終処分場を有する事業者に対する、本特例税制の効果や減免された金額の使用用途等のアンケート及びヒアリング調査等が考えられる。今回も特例措置を利用している事業者に対してアンケート及びヒアリング調査を実施している。</p>

<p>④・⑤ 環境省が実施したアンケート及びヒアリング調査の結果、回答のあった事業者の内、58.5%が当該特例措置は最終処分場の適切な維持管理に寄与している、また50.8%が維持管理積立金の無理のない積立てに寄与していると回答。特に、本件特例措置が最終処分場の適切な維持管理に寄与していると答えた企業のうち、97.2%が免税額を最終処分場の設備維持費に充てていると回答している。事業者の平均では年間2.05億円程度を設備への投資（維持管理、更新または拡張）に支出していた。各社の年間の設備投資額のうち、当該特例措置による免税額が占める割合は平均で41.2%にも上る。当該特例措置が仮に廃止された場合、企業の最終処分場への設備投資額に影響が出ることは必至であり、設備投資額の20.3%、1社当たり平均で約4,160万円程度減少する可能性がある。最終処分場の運用上の特殊性から、地域住民の忌避感が強く新規設置件数が増えていない状況に加えて、頻発、激甚化する災害により大量に発生する災害廃棄物が最終処分場の受入れ可能容量を圧迫していることから、埋立て期間中からの最終処分場の設備維持費への投資は、最終処分場の残余容量の確保のために必要不可欠であり、残余年数の安定的確保に直結するものである。以上より当該特例措置が達成目標に寄与していることがわかる。</p> <p>（調査方法：アンケート（メールによる回答） 調査期間：令和元年9月10日～12日 配布先：最終処分分会運営員企業、処分場早期安定化分化会員企業、他 送付数：106回答数 65 回答率 61.3%）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和2年～令和3年における各年度の維持管理積立金積立額は6,760百万程度」との説明では、将来の効果（令和元年度）が予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後検証の方法についても、アンケート及びヒアリング調査等の具体的な内容等が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「最終処分場の運用上の特殊性から、地域住民の忌避感が強く新規設置件数が増えていない状況に加えて、頻発、激甚化する災害により大量に発生する災害廃棄物が最終処分場の受入れ可能容量を圧迫していることから、埋立て期間中からの最終処分場の設備維持費への投資は、最終処分場の残余容量の確保のために必要不可欠であり、残余年数の安定的確保に直結する」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(2)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長		
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (国税3)(法人税:義) (地方税3)(法人住民税:義、法人事業税:義)		
		② 上記以外の税目		
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】		
4	内容	《現行制度の概要》 (1) 特例の内容 廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための維持管理積立金制度に基づき積み立てた額について、特定災害防止準備金として積み立てたときは損金算入できることとする特例措置 (2) 対象者 青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの 《要望の内容》 当該特例措置を2年間延長すること 《関係条項》 租税特別措置法第20条の2、第56条、第68条の46 租税特別措置法施行令第39条の74 租税特別措置法施行規則第21条の5、第22条の48		
		5	担当部局	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課
		6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年4月1日～令和4年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度より措置。 平成12、14、16、18、20、22、24、26、28、30年度税制改正において、それぞれ2年間の延長が認められた。		
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)		
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 最終処分場の適切な維持管理の促進及び最終処分場の十分な受け入れ容量の確保の促進。 《政策目的の根拠》 廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4		

②	政策体系における政策目的の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 維持管理積立金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、最終処分業者の負担の軽減を図り、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に実行させる。 また、近年増加傾向にある大規模災害や外国政府による使用済みプラスチック等の輸入規制により、国内の廃棄物の処理量の一定程度の増加が見込まれるにもかかわらず、最終処分場の設置件数は減少し続けている。こうした現状に対応すべく、本特例措置によって最終処分業者の財務上の負担の軽減を行うことで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を行う。測定指標には一般廃棄物と産業廃棄物最終処分場の残余年数を用いる。 ● 一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準(20年分)を維持する。(循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)による。) ● 産業廃棄物最終処分場の残余年数について、令和2年度の時点で要最終処分量の10年分程度を確保する。(なお、上述の通り増加が見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、令和2年度以降の残余年数の目標については見直しを検討する。)(循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)による。) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物の最終処分場の運営については、埋立終了後に収入がなくなった状態でも、一定期間埋め立てた廃棄物による環境汚染が生じないように、浸出水の処理等の維持管理をしなければならないという特殊性に鑑み、最終処分場の適正な維持管理を図るため収入のある間に維持管理費用を積み立てることとしている。これにより、埋立終了後でも、適切に維持管理を行うことができるとともに、万が一事業者が倒産した場合においても、積立金により維持管理を継続して行うことができる。一方で、埋め立て期間中には収入があるものの、埋立てに係る経費に加えて維持管理積立金を捻出することは、中小零細企業の多い最終処分業者にとって大きな負担となる。したがって、円滑に積立てを行うためには、本制度により、積立金の取戻し事由の発生時まで、課税を繰り延べることで、積立て時の負担を軽減し、もって最終処分場の適切な維持管理を促進する。 加えて、最終処分場については、上述の運用上の特殊性から、元来住民の忌避感、不信任感が強く、新設が困難であるにもかかわらず、近年、大規模災害の発生等による国内の廃棄物の処分量の増加が見込まれることから、新設や拡張が強く求められている。 については、維持管理積立金によって、最終処分場の円滑な維持管理を促進すると同時に、住民の忌避感、不信任感を可能な限り払拭するよう国としても積立てを支援することで、最終処分場の十分な受け入れ

			容量の確保を図る。
10	有効性等	① 適用数	平成 28 年度 適用件数 109 件 平成 29 年度 適用件数 150 件 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)」)
		② 適用額	平成 28 年度 適用額 23 億円 平成 29 年度 適用額 32 億円 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)」)
		③ 減収額	・国税(法人税) 平成 28 年度 400(百万円) 平成 29 年度 400(百万円) (財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 29 年度)を基に試算した減収額(実績推計)より) ・地方税(法人住民税、法人事業税) 平成 28 年度 270(百万円) 平成 29 年度 334(百万円) (「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(第 198 階国会提出)より)
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 特例措置の適用により、維持管理積立金の積立件数と金額は平成 28 年度には 686 施設 5,581 百万円、平成 29 年度には 697 施設 6,687 百万円、平成 30 年度には 687 施設 6,833 百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立が概ね順調に実施されている。 また、維持管理積立金を取り崩した件数と金額は、平成 28 年度には 51 施設 1,504 百万円、平成 29 年度には 59 施設 1,597 百万円、平成 30 年度には 56 施設 1,833 百万円であり、概ね順調に最終処分場の長期的な維持管理が確保されている。 また8に記載の延長要望期間内に約 13,520 百万円の積み立てが見込まれる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

			本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立が行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保が図られる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	維持管理積立金が適切に積み立てられなかった場合、最終処分業者が埋立終了後に収入が無くなった時点で、処分場の適正な維持管理ができなくなる可能性がある。 最終処分場の維持管理ができない場合には、不適正処理や不法投棄等の発生により、生活環境の保全に支障をきたし、最終的には税金を投入して適正処理や代執行を行わなければならない恐れがあるため、これを未然に防止するための税収減は是認し得ると考えられる。また、最終処分場の設置に関し、国が最終処分業者の維持管理積立金の積立を支援しなければ、住民の忌避感や不信感を払拭することができず、最終処分場の十分な受け入れ量の確保がなされない恐れがある。その場合、埋立てられない廃棄物について、不適正処理や不法投棄等がされ、生活環境の保全に支障をきたし、最終的には税金を投入して適正処理や代執行を行わなければならない恐れがあるため、これを未然に防止するための税収減は是認し得ると考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	廃棄物処理法において強制的な資金の積立が求められていることに対応するものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置: 1. 一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置 上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止のために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。 一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要な資金の円滑な積立を可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。 2. 課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業 上記予算措置は公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の適正化事業に対して必要に応じて財政支援を行うものである。最終処分場の適正な維持管理の支援を目的とした事業である。

	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一般廃棄物の適正処理を推進するためにも、当該特例措置により事業者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。</p> <p>産業廃棄物処分場についても埋立終了後に維持管理に必要な資金の円滑な積立てを可能とすることにより、処分場の立地する自治体の生活環境の保全に貢献するものである。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 8 月 H29 環境 01

